

◎国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案新旧対照表

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十九条 特別会計に関する財務情報の開示については、国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律（平成二十五年法律第 号）の定めるところによる。</p>	<p>（企業会計の慣行を参考とした書類）</p> <p>第十九条 所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならない。</p> <p>2 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。</p> <p>3 第一項の書類の作成方法その他同項の書類に関し必要な事項は、政令で定める。</p>
<p>第二十条 削除</p>	<p>（財務情報の開示）</p> <p>第二十条 所管大臣は、その管理する特別会計について、前条第一項の書類に記載された情報その他特別会計の財務に関する状況を適切に示す情報として政令で定めるものを、インターネットの利用その他適切な方法により開示しなければならない。</p>